

# 臓器の移植に関する法律（臓器移植法）が改正され1年が経ちました。

臓器移植法とは、脳死者からの臓器移植を可能とする法律です。

平成9年7月に成立し、平成22年7月からは15歳未満からの移植も可能となりました。

改正・施行から1年が経過し、テレビなどで耳にする機会も増えてきたと思います。

臓器移植とは、重い病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）の機能が低下した場合に、移植でしか治療できない方に臓器を提供してもいいという方を結ぶ医療です。

健康な家族からの移植を「生体移植」、亡くなった方からの移植を「死体移植」といいます。

また臓器提供は、脳死判定や心肺停止後に、本人の意思表示がなくても、家族が承諾すれば臓器提供は可能となります。

健康な人から提供される生体移植では、移植学会の倫理指針によって移植を受ける方の親族（6親等内の血族と3親等内の姻族）に限られています。「臓器提供」はこの医療の大きな特徴は医療関係者と患者さんだけでなく、個人の善意で臓器を提供する人が存在することであり、無償の行為です。

改正前と改正後の比較表

	現行法(改正前)	改正法(平成22年7月施行)
親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供を認める
臓器提供の要件	○本人の書面による臓器提供の意思があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき、または遺族がいないとき	○本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、遺族への優先提供の意思を書面により表示している。 ○親族(配偶者・子ども・父母)が臓器移植の登録希望をしている。 ○医学的な条件(適合条件)を満たしている。
小児の取扱い	○15歳以上の方の意思表示を有効とする	○本人の意思が不明な場合でも、家族の承諾があれば、臓器提供が可能。

## 臓器提供の意思表示について

臓器を提供するには「臓器提供意思表示カード」が必要で、臓器提供意思表示カードへ記入し、携帯することで意思表示します。

また、運転免許証や被保険者証へは、「臓器提供意思表示シール」があり、記入欄に記入し、貼ることで、意思表示することができます。

(社)日本臓器移植ネットワーク(<http://www.jotnw.or.jp>)からも、意見登録ができます。※市では、国民健康保険課にて臓器提供意思表示カードおよびシールを配布しています。

## グリーンリボン活動

グリーンリボン活動とは臓器提供者と患者さんの「命のつながり」を表して、(社)日本臓器移植ネットワークをはじめとする関連団体では、考えるだけでなく、話し合うことの大切さの啓発活動として、グリーンリボンキャンペーンを展開しています。

## 「臓器提供をする・しない」「臓器提供の意思表示をする・しない」は自由意志です。

一人ひとりの意思を尊重し、移植医療の正しい知識を共有するためにも、臓器移植の正しい理解を促しています。

「話そう。大切な人と。」  
日本の家庭では、人の死を巡る死生観の違いや、宗教観の違いから、欧米に比べて移植医療は話しにくい話題かもしれません。まず、私たちができること、それは「話し合うこと」ではないでしょうか。話すこと、みんなの意見を聞くこと、今まで気付かなかったことが見えてくるかもしれません。また、命の大切さを見直すことにもなります。まずは「考える」。そして身近な家庭や学校などで、「話し合うこと」から始めてみませんか？



# 保健指導を受けましょう!

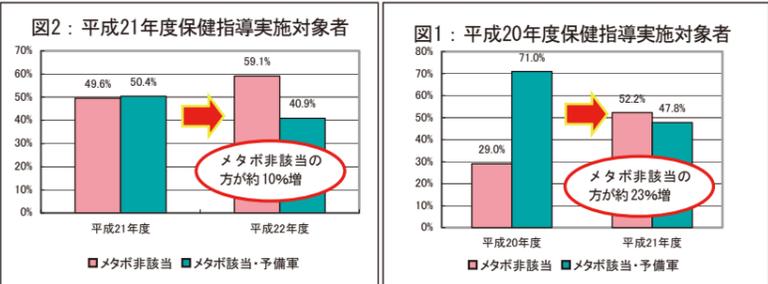


今年も総合(特定)健診が始まりました。皆さん、もう受けられましたか？

市では特定健診を受けられた方に保健師、看護師、管理栄養士による保健指導(健診結果を説明し、生活習慣の振り返りと改善について、相談をしながら一緒に考えていくこと)を行っています。今年で特定健診・保健指導が開始して4年目になりました。

今回は、平成20年度・21年度に健診後、保健指導を受けた方の1年後の健診結果がどう変化しているのか追いかけてみました。

## ＜メタボ該当・予備軍の方への保健指導後の変化＞



■メタボリックシンドローム(以下「メタボ」)を卒業した方が増えました。

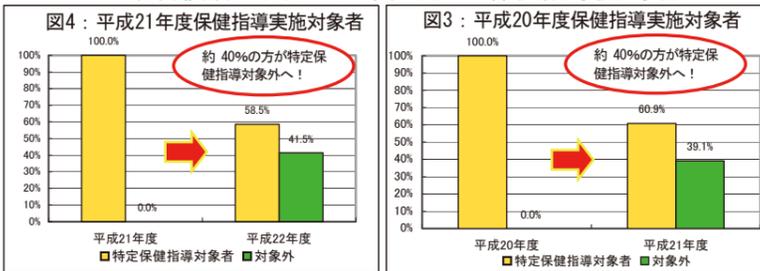
平成20年度健診後に保健指導を受けた方は、翌年(平成21年度)には約23%がメタボを脱出し(図1)、平成21年度健診後に保健指導を受けた方は、翌年(平成22年度)には10%の方がメタボを脱出していました(図2)。

## 保健指導の効果を見てみましょう!

## ■生活習慣病になるリスクの高い方の減少

特定健診の結果から、生活習慣の改善の必要性が高い方、加えて生活習慣病になるリスクが高い方に保健指導を実施しています。図3、4に示されているように保健指導を受けた約40%の方が翌年の健診結果に改善が見られ、保健指導の対象外となっています。

## ＜生活習慣病になるリスクが高い方への保健指導後の変化＞



## ■健診と保健指導の重要性

保健指導を受けることで、健診結果から自分の身体のメカニズムがわかります。更にこれまでの生活習慣を振り返る機会を設けて一緒に学習することで目標達成に向けた行動に取り組みやすくなります。その反面、保健指導を受けなかった場合、平成21年度は99人、平成22年度は127人の方が新たに保健指導の対象となっていることがわかりました。



健診を受けることはもちろん大切ですが、ただ健診を受けるだけでなく、その後保健指導を受けることで自分の身体・生活習慣を見直すことにつながります。生き生きと暮らしていくためには生活習慣病の発症を防ぐことはもちろん、生活習慣病になったときには重症化(心筋梗塞、脳梗塞、慢性腎臓病など)させないことが大切です。重症化を防ぐことは経済的な負担の軽減にもつながります。

自分の身体で起こっている状態を理解し、現在の生活習慣を振り返り、改善していく

ことが大切であり、そのために年一度の特定健診・その後の保健指導が大きな役割を果たしているのです。

また、保健指導対象になる方は生活習慣病になるリスクが高い方ですので、是非保健指導も受けましょう。

保健指導対象に該当しない方でも、健診結果や生活習慣について詳しく知りたい方は市保健相談センターで行われている一般健康相談や栄養相談、健診後の結果説明会などをお気軽にご利用ください。

- 健康相談  
毎週水曜日(祝日は除く)  
午前10時～正午
- 栄養相談(要予約)  
毎週第2・4火曜日(祝日は除く)  
午後1時～4時
- 健診後の結果説明会(要予約)  
※日時はお問い合わせください。

予約・問い合わせ  
市保健相談センター  
(健康推進課)  
☎875-12100

